

平成29年 4月28日

中部証券金融株式会社  
取締役社長 湯本 崇雄

個人株主の皆様へ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成29年6月26日開催予定の第84期定時株主総会での承認並びに関係官庁の認可等を前提として自主廃業し、平成29年9月30日をもって会社を解散することを予定しておりますが、会社清算に伴う残余財産の分配に関する税務上の取扱いについて改めてお知らせいたします。

本年2月8日付で株主様に対してお送りさせていただいた同封の「自主廃業・会社解散に関するQ&A」にも記載されている通り、当社の清算後株主の皆様にお支払いする残余財産の分配金の大部分は税務上配当とみなされます。個人所得税との関係では配当は他の所得と合算して総合課税されますので、個人株主様で保有株式数が多い場合や他に高額な所得がある場合には、上場廃止前に売却した場合のキャピタルゲイン課税に比べて、残余財産の分配を受けた場合の課税額がかなり多くなる可能性があります。

個人株主の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、必要に応じて所轄税務署、証券会社または税理士にもご確認の上で、税務上の取扱いを踏まえて当社株式を継続保有されるかどうかをご検討いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

敬具

○ 同封資料

自主廃業・会社解散に関するQ&A

以 上

本案内は、平成29年3月31日時点の株主名簿に記載されている個人株主様に対してお送りさせていただいております。本案内と行き違いで既に当社株式をご売却されている場合には悪しからずご容赦願います。

## (ご参考) 自主廃業・会社解散に関するQ & A

### Q 1 残余財産の分配金はどの位になりますか。

A 株主の皆様への分配金につきましては各種債権債務を整理し保有資産の換価処分などを終えた後、残余財産・分配金の確定作業に入ることとなりますが、具体的な金額については現段階では不明であります。

### Q 2 残余財産の分配の時期はいつ頃ですか。

A 平成30年3月頃に残余財産が確定した後、速やかに分配する予定です。

### Q 3 残余財産の分配を受けるための基準日はいつですか。

A 清算事務の進捗を見ながら、平成30年1月以降に公告したうえで基準日を設定する予定です。

### Q 4 残余財産の分配金にかかる税金の処理はどのようにになりますか。

A 残余財産の分配金のうち、資本等の額を超える部分については税法上、配当とみなされます。個人所得税との関係では、配当は他の所得と合算され総合課税されますので、特に保有株数が多い個人株主様や高額所得者の個人株主様については、残余財産の分配金に対するみなし配当課税は本年7月27日に予定される当社の上場廃止前に売却した場合のキャピタルゲイン課税と比べて課税額が相当程度多くなる可能性があります。株主の皆様に対する課税の詳細及びご不明な点につきましては、所轄の税務署、お取引先の証券会社または税理士にご確認ください。

### Q 5 上場廃止後の株主名簿記載事項の変更に関する手続きはどうなりますか。

A 株主名簿の管理、名義書換、住所変更、証明書発行等の各種株式関係の手続きにつきましては、引き続き当社の株式事務を代行している三井住友信託銀行株式会社が行う予定です。

### Q 6 上場廃止後の売買取引は可能ですか。

A 上場廃止後は、売却を希望される譲渡人様と買受を希望される譲受人様との間で売買する相対取引のみとなります。数量・価格・決済方法は当事者間でお決めいただくこととなります。

なお、当社は株券不発行会社であり、上場廃止後も株券の発行は予定しておりません。上場廃止後の名義書換の方法等については別途ご案内いたしますが、株券がない状態での相対取引となるため、お取引の際には十分ご注意ください。

以 上

※ 上記の日程等につきましてはあくまでも現時点での予定であり、変更となる場合があります。